

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 125 号	第1種共同漁業	もずく漁業	1月1日から7月31日まで	淡路市室津地先	室津浦漁協
	"	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	漁場の区域	
	"	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域	
	"	あまのり漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置	
	"	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで	A 最大高潮時海岸線における淡路市育波・室津界	
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	B 最大高潮時海岸線における旧津名郡北淡町・旧津名郡一宮町界	
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから310度1,200メートルの点	
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	イ Bから310度1,000メートルの点	
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	にし漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで		
	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで		

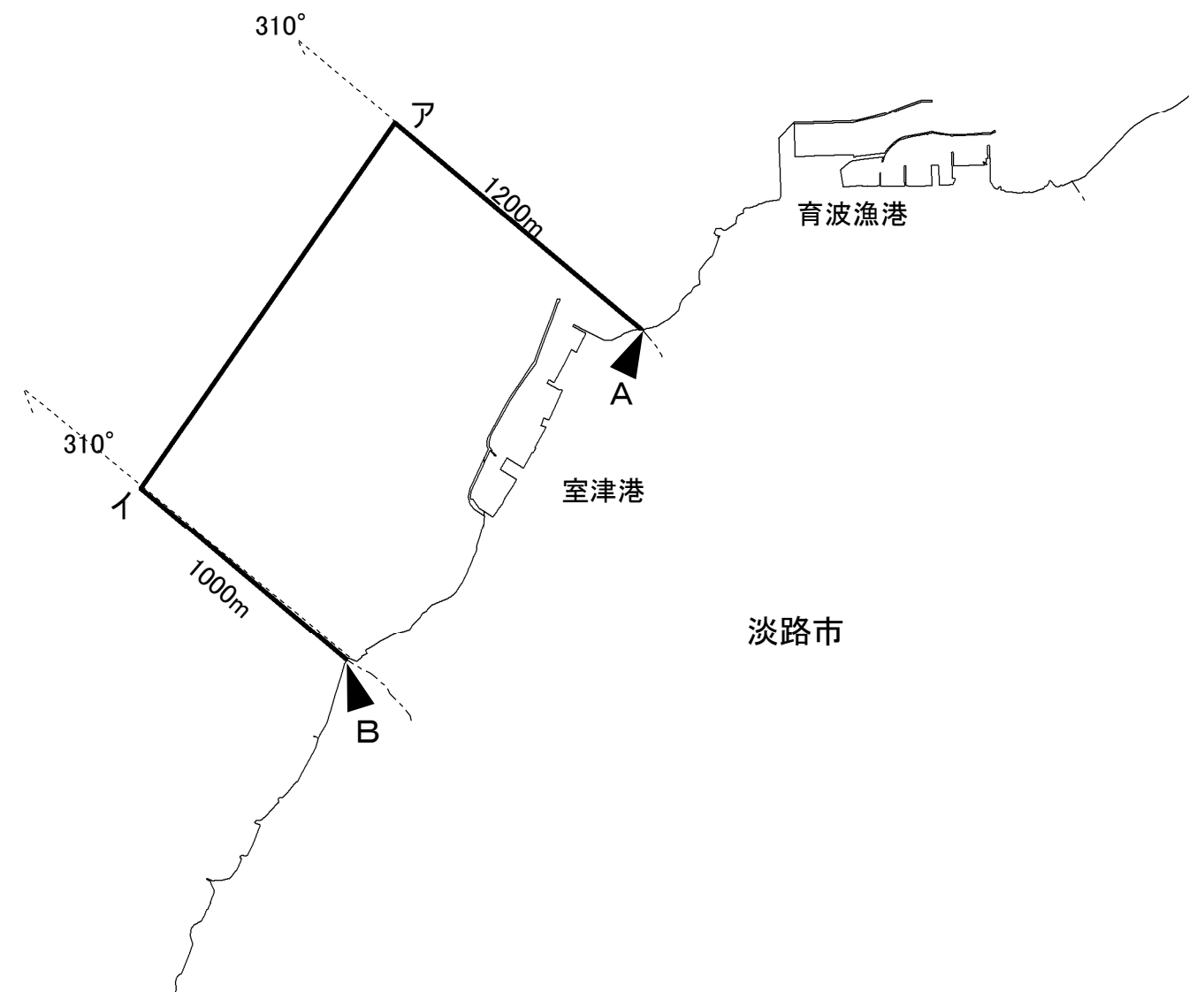
漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許番号 共第125号
漁場の位置 淡路市室津地先
漁場の区域 次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線
によって囲まれた区域

点の位置
A 最大高潮時海岸線における淡路市育波・室津界
B 最大高潮時海岸線における旧津名郡北淡町・同郡一宮町界
ア Aから310度1,200メートルの点
イ Bから310度1,000メートルの点



平成25年9月1日 免許
共第125号漁場

